

個人情報ファイルの名称	区民健康診査ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	墨田区保健所向島保健センター
個人情報ファイルの利用目的	区民の疾病の早期発見と早期治療の促進及び生活指導による疾病発生予防を図り、区民の健康増進に寄与する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5健康状態、6傷病名・傷病歴、7心身の障害の有無・程度、8診断結果、9運動能力、10職業・職種・職歴、11相談内容、12電話番号、13飲酒・喫煙、14食後時間、15特定薬服用
記録範囲	年度末年齢16歳以上39歳以下の区民
記録情報の収集方法	受診時の問診票
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	業務の委託事業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 向島保健センター
	(所在地) 〒131-0032 墨田区東向島五丁目16番2号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	自立支援医療費及び精神障害者手帳事務事業管理台帳
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	墨田区保健所向島保健センター
個人情報ファイルの利用目的	申請を受け付け、東京都へ進達する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6本籍・国籍、7続柄・親族関係、8婚姻・婚姻歴、9家族構成、10健康状態、11傷病名・傷病歴、12心身の障害の有無・程度、13診断結果、14運動能力、15医療機関名、16職業・職種・職歴、17収入、18税額、19住居の状況、20相談内容、21電話番号、22健康保険の種類
記録範囲	精神障害者及び関係者
記録情報の収集方法	本人又は代理人からの申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	東京都
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 向島保健センター
	(所在地) 〒131-0032 墨田区東向島五丁目16番2号
	(他の法令の規定による開示) _
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	乳児健康診査ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	墨田区保健所向島保健センター
個人情報ファイルの利用目的	乳児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳児の育成を期する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5本籍・国籍、6続柄・親族関係、7家族構成、8健康状態、9傷病名・傷病歴、10診断結果、11運動能力、12医療機関名、13職業・職種・職歴、14相談内容、15電話番号、16食事の内容
記録範囲	3か月～1歳未満の乳児及びその保護者
記録情報の収集方法	本人又は代理人から収集、代理人同意の下で医療機関や関係機関からの情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	母子カードデータ等端末入力業務委託事業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 向島保健センター
	(所在地) 〒131-0032 墨田区東向島五丁目16番2号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	1歳6か月児健康診査ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	墨田区保健所向島保健センター
個人情報ファイルの利用目的	1歳6か月児健康診査については、その一部を医療機関に委託実施している。 当保健センターでは、保護者から送られてくる結果通知書に基づき、幼児の身体面及び精神面の指導を行い、もって幼児の健康保持・増進を図る。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5本籍・国籍、6続柄・親族関係、7家族構成、8健康状態、9傷病名・傷病歴、10心身の障害の有無・程度、11診断結果、12運動能力、13医療機関名、14職業・職種・職歴、15相談内容、16電話番号、17食事の内容
記録範囲	当該月の前月に1歳6か月に達した幼児で、契約医療機関において、1歳6か月児健康診査を受診した者及びその保護者
記録情報の収集方法	本人又は代理人から収集、代理人同意の下で医療機関や関係機関からの情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	データせん孔委託事業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名称) 向島保健センター
	(所在地) 〒131-0032 墨田区東向島五丁目16番2号
	(他の法令の規定による開示)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備考	—

個人情報ファイルの名称	3歳児健康診査ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	墨田区保健所向島保健センター
個人情報ファイルの利用目的	3歳児に対し、身体及び精神発達の健康診査を実施し、適正な指導を行うことにより、幼児の健全な育成を期する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5本籍・国籍、6続柄・親族関係、7家族構成、8健康状態、9傷病名・傷病歴、10心身の障害の有無・程度、11診断結果、12運動能力、13医療機関名、14職業・職種・職歴、15相談内容、16電話番号、17食事の内容
記録範囲	3歳児及びその保護者、家族
記録情報の収集方法	本人又は代理人から収集、代理人同意の下で医療機関や関係機関からの情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	母子カードデータ等端末入力業務委託事業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 向島保健センター
	(所在地) 〒131-0032 墨田区東向島五丁目16番2号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	歯科衛生ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	墨田区保健所向島保健センター
個人情報ファイルの利用目的	口腔衛生の向上のため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5本籍・国籍、6続柄・親族関係、7家族構成、8健康状態、9傷病名・傷病歴、10心身の障害の有無・程度、11診断結果、12医療機関名、13職業・職種・職歴、14相談内容、15電話番号、16食事の内容
記録範囲	0歳から3歳までの幼児及びその保護者
記録情報の収集方法	本人又は代理人から収集、代理人同意の下で医療機関や関係機関からの情報提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 向島保健センター
	(所在地) 〒131-0032 墨田区東向島五丁目16番2号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	医療費給付申請事務事業管理台帳
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	墨田区保健所向島保健センター
個人情報ファイルの利用目的	育成医療・療育医療・養育医療・小児慢性疾患・妊娠高血圧症候群等・特殊疾病・小児精神病・大気汚染被害救済の各種申請書の受付、関係機関への進達
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5続柄・親族関係、6家族構成、7健康状態、8傷病名・傷病歴、9心身の障害の有無・程度、10診断結果、11運動能力、12医療機関名、13職業・職種・職歴、14収入、15税額、16扶養関係、17公的扶助、18電話番号、19健康保険の種類
記録範囲	申請者及びその家族
記録情報の収集方法	本人又は代理人の特定医療費支給認定申請書等への記入により収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	福祉保健部障害者福祉課
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 向島保健センター
	(所在地) 〒131-0032 墨田区東向島五丁目16番2号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	医療費公費負担申請者面接記録管理簿
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	墨田区保健所向島保健センター
個人情報ファイルの利用目的	各種医療給付の申請者に対し、療養の状況を聴取し、医療助成手続の指導等を行う。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5続柄・親族関係、6婚姻・婚姻歴、7家族構成、8健康状態、9傷病名・傷病歴、10心身の障害の有無・程度、11診断結果、12運動能力、13医療機関名、14医師名、15職業・職種・職歴、16暮らし向き、17住居の状況、18公的扶助、19相談内容、20電話番号
記録範囲	申請者及びその家族
記録情報の収集方法	本人、本人等以外（法令）からの申請等（面接、電話、訪問等）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 向島保健センター
	（所在地） 〒131-0032 墨田区東向島五丁目16番2号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	妊娠期アンケート・妊婦面接記録票
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	墨田区保健所向島保健センター
個人情報ファイルの利用目的	出産・子育てに関する支援のため
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5続柄・親族関係、6婚姻・婚姻歴、7家族構成、8健康状態、9傷病名・傷病歴、10出産予定日、11妊娠届出日、12通院先病院名、13職業・職種・職歴、14暮らし向き、15相談内容、16電話番号
記録範囲	ゆりかご・すみだの面接実施者
記録情報の収集方法	アンケートへの記入及び職員による聞き取り
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 向島保健センター
	(所在地) 〒131-0032 墨田区東向島五丁目16番2号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	—